

滋賀県地域福祉支援計画 の主な取組内容について

滋賀県地域福祉支援計画 概要

～ 支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画 ～

第1章 はじめに

○ 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - －市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - －社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - －福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- ・滋賀県基本構想を上位計画とし、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略や、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの

○ 計画期間

平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) [5年間]

第2章 計画策定にあたっての基本的認識(総論)

○人口減少、少子高齢社会という大きな転換期

- 地域では様々な困りごとを抱える人が増加し、課題は多様化、複雑化、深刻化
- こうした中で、今後、滋賀県が特に取り組むべきことは、以下の2点

- ①既存の制度の枠にとられず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくり
- ②支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指して、地域福祉の新たな担い手を増やす取組

○地域のあらゆる主体の参画のもと公私協働、市町との積極的な対話

第3章 基本理念と基本方針

基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

滋賀県基本構想
【基本理念】
夢や希望に満ちた豊かな実感・滋賀
～みんなでつくり！新しい豊かさ～

基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、支え、支えられるという支え合いの関係(共助)の拡大を目指します。

基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。

基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス(公助)としての制度化を目指します。

第4章 今後5年間の重点的な取組

1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

- ・少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・このため、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとられず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行ったり、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進したりする、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。
- ・その際、滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援する観点から、子ども一人ひとりを大事にし、貧困や孤立に苦しむ子どもとその家庭を包み込む地域づくりの視点が特に求められるものと考えます。
- ・県としては、すべての地域住民が地域の様々な問題を自らの問題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、専門職の協力も得ながら解決に向けた相談・支援の仕組みを作ることができるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、モデルとなる仕組みづくりを行う地域の様々な組織や団体を支援します。

2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

- ・地域によって異なる福祉ニーズに応じて、地域住民、NPO法人、老人クラブなど多様な主体による重層的な相談・支援体制を整備することが必要ですが、そのための新たな支え手を増やしていくことも重要です。
- ・そのため、これまで地域住民が行ってきた地域福祉の活動を「働き」として捉え直して、その活動への謝礼や報酬などにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉の「三方よし」を目指します。
- ・例えば、定年退職後の高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、地域社会の中で形を変えた「働き」(社会参加)により生きがいを感じながら地域の課題解決に自ら関わるなど、新たな支え手づくりに取り組みます。

3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- ・障害者差別解消法は、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすために、何が差別に当たるのかについての共通の物差しを明らかにしようとするものです。
- ・また、差別者・被差別者という形で国民を切り分けて固定化したり、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとしたりするものであってはならないとされています。
- ・こうした法の目的や理念を県民にしっかりと理解してもらえよう周知・啓発等を行い、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。

第6章 計画に係る目標

- 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進
(現在:17市町→目標:19市町)
- 今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画の改定の促進
(対象予定:14市町/19市町)

第5章 取組の方向性

1 共生の地域福祉の推進

- (1)地域における福祉の仕組みづくり
- ①民生委員・児童委員活動の推進
 - ②地域福祉コーディネーターの育成
 - ③小地域福祉活動の促進
 - ④活動資金の確保と有効活用

(2)災害時の支援体制づくり

- ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進
- ②災害ボランティア活動の促進
- ③障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

2 担い手づくり

(1)福祉意識の向上と次世代育成

- ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

(2)ボランティア

- ①ボランティア活動の推進
- ②社会貢献活動の促進

(3)専門的人材

- ①若者の進路選択支援
- ②多様な人材の参入促進
- ③福祉職場への定着促進
- ④社会福祉関係者の資質の向上

3 安心のサービス利用

(1)困りごとを抱える人への総合的な対応の推進

- ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築
- ②矯正施設退所者等への支援
- ③戸籍のない人への支援

(2)利用者の権利擁護

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度の活用促進

(3)苦情解決の仕組み

- ①事業者の苦情解決体制の整備
- ②適切な苦情解決の促進

(4)サービスの質の向上と透明性の確保

- ①健康福祉サービス評価システムの推進
- ②健康福祉機器や情報通信技術(ICT)の活用促進
- ③社会福祉法人の情報公開の推進

第7章 計画の進行管理

- 計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。

ひとつながりフォーラムの開催

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ②地域福祉コーディネーターの育成

地域共生社会構築に向けた国の動向・趣旨・構造を理解し、滋賀県内市町のそれぞれの地域特性に応じた地域づくりの強化に向け、行政・社協の果たすべき責務と今後の具体的な推進方策を考えることを目的とする。

■ 概要

(1) 日時：平成29年3月6日（月）13：30～16：00

(2) 講師：同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授 永田 祐 氏

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会

（地域力強化検討会）」構成員

(3) 対象者：行政・社協・地域包括支援センター職員 等

(4) 参加者：71名

(5) 内容

① 地域福祉とは

地域福祉について認識を共有するために、法律上の位置づけや内容を説明

② 地域福祉のこれから

背景にある社会の変化をおさえ、国のビジョン等を踏まえて地域福祉のこれからのあり方を展望する。

③ どう受け止めるか

全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築に向けて、行政や社会福祉従事者が今後検討しなければならないことを考える。



地域福祉アドバイザー派遣

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ②地域福祉コーディネーターの育成

各地域で様々な課題を抱えている団体等へ地域福祉アドバイザーを派遣し、新たな地域福祉モデルの構築を目指す。

■概要 高齢者・障害者・子ども等の制度の枠にとらわれることなく、地域の困りごとを発見し、受け止め、解決する仕組みづくりのための幅広い取り組みについて、アドバイザーの派遣を行う。

■実績

(1) 米原市社会福祉協議会 : 3回 (H28.10/24、H29.1/28、3/22)

講師：日本福祉大学 教授 平野 隆之 氏

テーマ：米原市における住民主体の地域福祉活動体制強化と包括的な相談支援体制の構築についての検討会

内容：米原市における住民主体のニーズ把握活動から把握された個別のケースを専門職と共有

東京都江戸川区や富山県氷見市などの先進地の取り組み報告

この事業で得た内容を平成29年度の国モデル事業の実施に反映する。

(2) 竜王町社会福祉協議会 : 3回 (H29.1/30、3/1、3/30)

講師：大谷大学 教授 志藤 修史 氏

テーマ：社協における地域福祉事業の評価および長期的な視野に基づく事業展開に向けた検討会

内容：現状の取り組みについての評価と今後の取り組みの整理

具体的にはコミュニティカフェについてアドバイスを受け、平成29年度の事業計画に反映することができた。

(3) 甲良町 : 1回 (H29.2/7)

講師：京都ノートルダム女子大学 准教授 酒井 久美子 氏

テーマ：地域福祉計画についての学習会

内容：地域福祉計画の策定にむけて、甲良町の現状を踏まえ、地域がどのような状況にあるのか、計画策定に必要な内容、留意点等について説明

(4) 多賀町社会福祉協議会 : 1回 (H29.2/28)

講師：桃山学院大学 教授 松端 克文 氏

テーマ：あなたが主役“おたがいさま”の地域づくりについての研修会

内容：地域福祉に関わる住民が役割ごとではなく、みんなで一緒に学習するとともに、各地区で活動に取り組む人たちが意見を交わし、活動が展開できる、住民福祉懇談会に繋がるような機会とする。

生活困窮者自立支援の取組について

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

■平成28年度実施状況

●:直営、○:委託、◎:直営+委託

※1:再プラン件数含む

※2:相談受付して関わった結果、新規就労もしくは就労による増収へ繋げた件数

自治体名	必須事業	任意事業				新規相談 受付件数	支援プラン 作成件数 (※1)	就労・増収 者数(※2)	
	自立相談支援	就労準備支援	一時生活支援	家計相談支援	学習支援				
大津市	◎ (市社協) (大津夜まわりの会)	○ (市社協)	○ (大津夜まわりの会)	/	/	◎ (市社協)	469	171	88
彦根市	●	●	●	/	/	●	328	47	15
長浜市	●	/	/	/	/	●	60	33	6
近江八幡市	●	○ (わたむきの里福祉会)	/	/	/	●	106	9	3
草津市	●	○ (労協センター)	●	/	/	/	72	13	7
守山市	●	○ (就労ネットワーク滋賀)	/	○ (市社協)	/	●	43	5	28
栗東市	●	○ (市社協)	/	○ (市社協)	/	○ (市社協)	90	16	1
甲賀市	●	○ (しがらき会)	●	○ (市社協)	/	◎ (ほほえみ)	162	64	65
野洲市	●	/	/	●	/	◎ (反貧困ネットワーク滋賀・ びわ湖あおぞら会)	177	298	134
湖南市	●	/	/	○ (市社協)	/	●	177	11	20
高島市	○ (市社協)	○ (虹の会)	/	○ (市社協)	/	○ (市社協)	109	43	27
東近江市	◎ (わたむきの里福祉会)	/	/	○ (市社協)	/	○ (市社協)	112	68	34
米原市	◎ (市社協)	○ (市社協)	/	○ (市社協)	/	/	20	10	2
滋賀県 (郡部6町)	◎ (各町社協)	○ (わたむきの里福祉会) (県社会就労事業振興センター)	/	/	/	●	78	31	7
合 計							2,003	819	437

生活困窮者自立支援の取組について

第3章 基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

県内の各自立相談支援機関のスキルアップを図るため、滋賀県社会福祉協議会や滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、研修会等を開催した。

■ 内容

1. テーマ：相談援助スキルアップ研修

(1) 日時等：平成28年9月14日（水）10時～16時（参加者数：28名）

(2) 目的：自立相談支援に関わる職員に必要とされるソーシャルワークの視点と技術を学ぶことにより資質向上を図り、地域における多様な支援関係者とともにチームによる包括的な支援を行うことができることを目的とする。

(3) 講師：同志社大学社会学部教授 空閑 浩人 氏

2. テーマ：見て！聞いて！学んで！考える！就労訓練事業所見学バスツアー

(1) 日時等：平成28年10月4日（火）9時～17時30分（参加者数：17名）

(2) 目的：県内の生活困窮者自立相談支援担当者が認定就労訓練事業所の活動・受入れ状況や、多数の就職者を輩出している就労移行支援事業所等から就労支援のポイントを学ぶことにより、支援対象者の生活再建に向けたより良い自立支援プランの作成と制度の狭間を超えたマネジメント能力を獲得することを目的とする。

(3) 見学先

① 企業組合労協センター事業団「みんなの家」見学と説明【草津市】

② (福) グロー就労継続支援A型事業（ささやか系ダイニング がむしゃら）【湖南市】

③ (選択講義) サンライズ甲西

・テーマ1「支援対象者の希望、能力、特性と職場環境のマッチングについて」講師：滋賀県障害者雇用支援センター 林 博之 氏

・テーマ2「やる気や意欲のアセスメントとアプローチ」講師：さわらび作業所 大槻 敏明 氏

④ NPO法人ウェルメント「ウェルメント水口」見学と説明【甲賀市】

3. テーマ：家計相談支援研修

(1) 日時等：平成29年3月23日（木）10時～15時（参加者数：34名）

(2) 目的：制度施行3年目となる29年度に向けて、家計相談支援の本質、効果を理解し、専門的手法を習得することで、事業担当者の資質向上を図ることを目的とする。

(3) 講師：生活協同組合連合会グリーンコープ連合 常務理事 行岡 みち子 氏

罪に問われた高齢者・障害者を 司法と福祉の連携で支える“入口支援”

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ② 矯正施設退所者等への支援

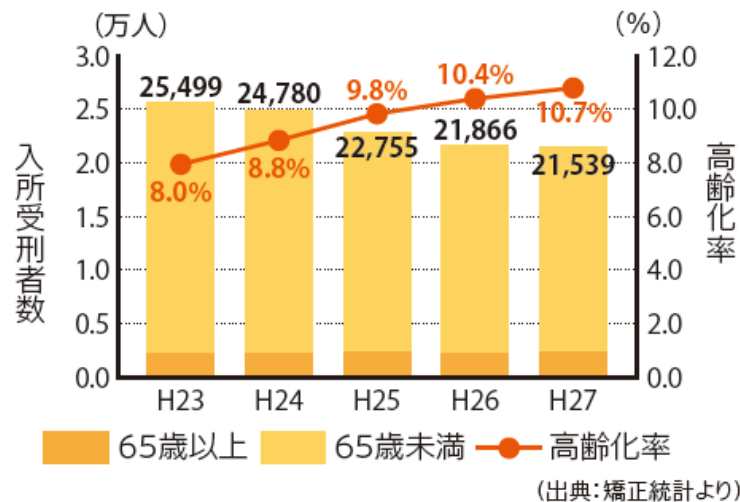
包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることを目的として、刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法と福祉の関係機関等が連携して、必要な支援のアセスメント及びコーディネートをする仕組みを構築する。

■ 背景

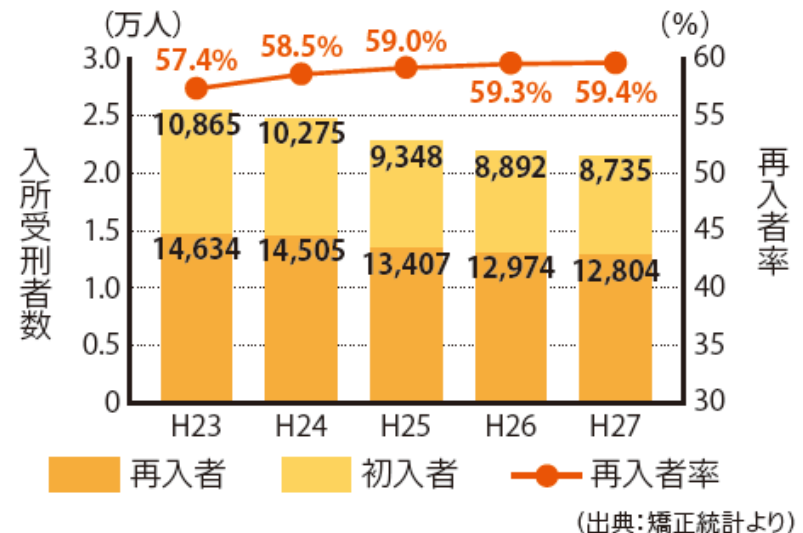
- ・近年、受刑者の総数は減少しているが、高齢者の占める割合は高くなっている。こうした人たちの中には、地域社会から孤立したり、家族や職を失ったことをきっかけに経済的に困窮したりして追い込まれた末に、万引きなどの罪を犯してしまう人もいる。
- ・一方、障害のある人の中には、家族などフォローする人がなくなった時に何か困ったことがあっても相談の仕方がわからず、事件を起こすケースや障害があることに本人も周りも気づかないため、必要な支援が受けられず事件に至るケースもある。
- ・しかも刑を終えて出所しても、生活の場を失っていたり社会の変化についていけずに、再び罪を犯してしまうこともある。

■ (参考) 高齢者と犯罪

入所受刑者数の推移(65歳以上/65歳未満)と
入所受刑者に占める高齢者の割合(全国)



入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移

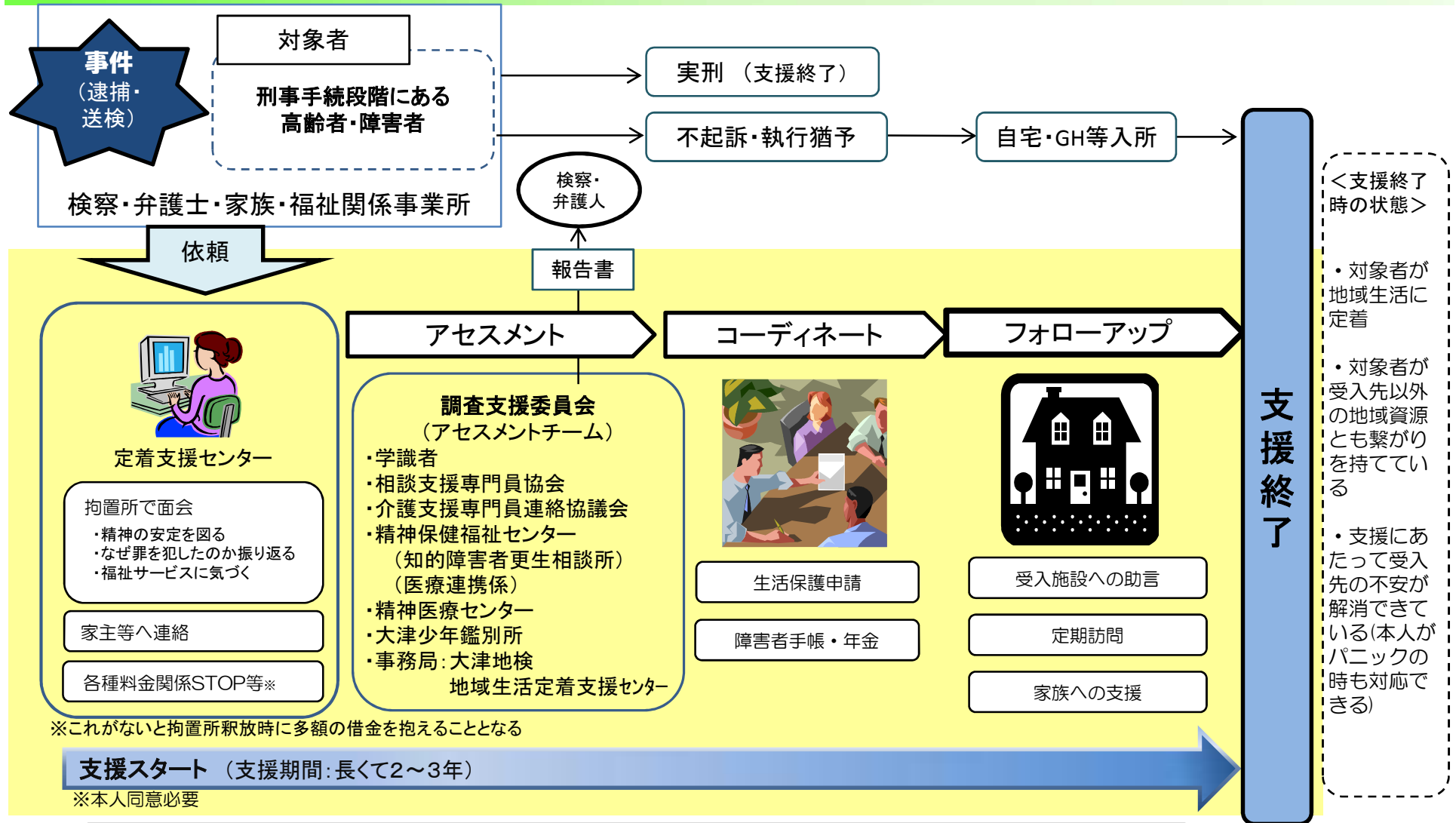


罪に問われた高齢者・障害者を 司法と福祉の連携で支える“入口支援”

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ② 矯正施設退所者等への支援



＜支援実績＞ (H28年度)

新規相談 26 件

- ・年代 (20～30代: 9件、40～50代: 9件、60代以上: 8件) 窃盗が57.7%
- ・障害種別 (知的: 18件、発達: 4件、精神: 9件、依存症: 2件、認知症: 1件、なし: 2件) ※重複あり
- ・依頼元 (弁護士: 8件、検察庁: 8件、福祉関係事業所: 6件、医療機関: 1件、その他: 3件)

無戸籍者支援事業について

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ③戸籍のない人への支援

■現状と経緯

- ・日本国籍を有するものの、何らかの理由で戸籍に記載がない方は、戸籍謄本等により身元を証明することができない。そのため、社会生活上さまざまな不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受けるうえで困難を抱えておられると考えられる。
- ・平成29年3月現在、全国では702名、県内では11名の無戸籍者が確認されているが、氷山の一角との指摘もある。
- ・そこで、滋賀県では、無戸籍者が抱える生活上のさまざまな課題に対応するため、平成28年度から公益社団法人滋賀県社会福祉士会に委託し、相談窓口を設け、それぞれの専門機関につなげる等の支援を行っている。

■平成28年度の支援事業

①連絡協議会開催(5月、9月)

構成団体・・・12団体

大津地方法務局、法テラス滋賀、滋賀弁護士会、(一社)滋賀県医師会、滋賀県市町保健師協議会、(福)滋賀県社会福祉協議会、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、滋賀県家庭相談員連絡協議会、滋賀県健康福祉政策課、滋賀県子ども・青少年局、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課、(公社)滋賀県社会福祉士会

②研修会を開催(8月)

対象・・・市町戸籍担当課および市町教育委員会の職員

講演・・・「明石市における無戸籍者支援について」

講師 明石市政策部市民相談室 課長 村山 由希子 氏

③ホットラインの開設(平成28年10月7日～)

毎週金曜日 午前10時～午後3時(祝日・年末年始を除く)

社会福祉士5名が交替で対応

④啓発物品の作成、配布啓発

ポスター、チラシ(別添)、カード、パンフレットを関係機関、市町、包括的連携協定締結企業に配布

福祉教育について

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

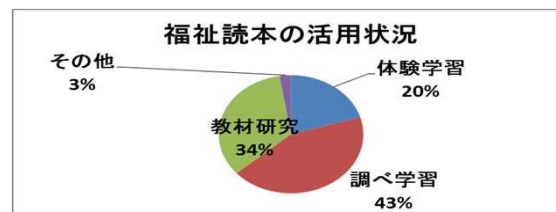
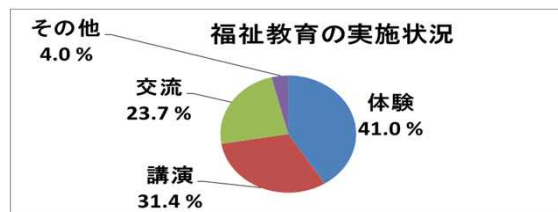
第5章 2 (1) ③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

小中学校における福祉読本の活用や体験学習等を推進し、子どもの頃からの福祉意識の醸成と福祉の担い手の裾野拡大を図ることを目的とする。

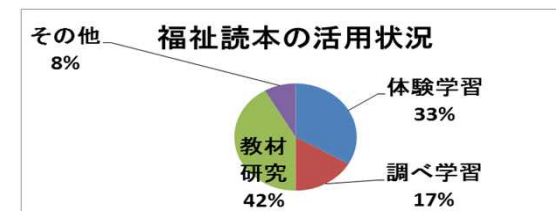
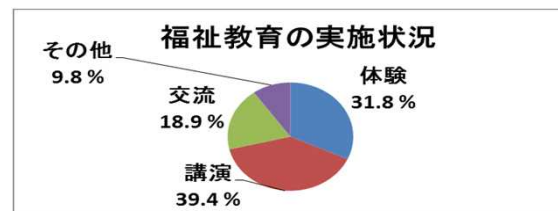
■ 福祉教育に関する県内の状況

福祉教育は小中学校ともほぼすべての学校で実施されており、小学校では体験形式が最も多く、中学校では講演形式が最も多い。福祉読本は、小学校では総合的な学習の時間に調べ学習の教材として活用されていることが最も多く、中学校では、教員による教材研究や、体験学習の導入部分で活用されていることが多い。

【小学校】



【中学校】



福祉に関する学習および福祉教材活用状況 (平成28年度調査)

■ 福祉教育に関する取組

① 福祉読本の改訂

中学生用「ともに生きる」を、小学生用「みんないっしょに」を改訂し、各校50冊ずつ配布。
平成28年度に各校の配布希望を確認し、調整のうえ追加配布している。

② 福祉学習マスター養成講座

福祉読本の有効活用を図るため、教員等を対象とした講座を(福)滋賀県社会福祉協議会と共催で実施(平成25~26年度 福祉学習マスター養成講座)。

③ 出前授業の実施

県庁見学で来庁した小学生を対象に、ユニバーサルデザインをテーマとしたミニ出前授業を実施している。



(小学生用)
平成25年3月改訂



(中学生用)
平成24年3月改訂

ひとつながりの共生社会推進事業DVD作成業務

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化
第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり
第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

県内の先進的な地域福祉活動の好事例について、地域の様々な組織や団体あるいは退職シニア等に伝えることで、新たな地域福祉活動の機運の醸成を図ることを目的とする。

■ 概要

(1) タイトル：『地域をカエル、暮らしがカワルー三方よしの滋賀県を目指してー』

(2) 監 修：同志社大学社会学部社会福祉学科 教授 上野谷 加代子 氏

(3) 収録内容 (27分)

- ①大野木長寿村まちづくり会社【米原市】・・・生活支援のコミュニティビジネスの先行事例
- ②さくら福祉の会（桜馬場自治会）【大津市】・・・自治会主導による地域福祉活動の先駆け
- ③カンフォーラ第2の学校【守山市】・・・行政とNPO、ボランティアが相談しながら協働している先進事例

■ 配布先（既配布枚数：920枚 / 作成枚数：1,000枚）

- ・滋賀県レイカディア大学、滋賀の縁創造実践センター法人会員、
社会福祉法人・NPO法人福祉事業所
- ・市町地域福祉担当課、市町社会福祉協議会
- ・県内図書館、大学、地域総合センター
- ・各種イベント

地域生活定着支援センター福祉的支援等協力事業所部会 (H28.12/7)

くらし支え合いNPO・地域活動支援事業/支援講座 (H28.12/8)

しが生活支援者ネット 第3回支援者交流集会inしが (H29.2/4)

この子らを世の光に～子ども食堂全国交流会inしが (H29.2/10)



ひとつながりの共生社会推進事業DVD作成業務

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化
 第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり
 第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

地域福祉活動って？

助けあえる仲間がいると安心できるよね！



暮らしの中で自分や家族だけでは解決できない困りごとが起きることってあるよね？そんな時でも、誰もが自分らしく前向きに地域の一員として暮らせるように、地域のみんで支えあう活動のことを言うんだ！

ちなみに / どういった活動があるの？

- ・ 近所の見守り・声かけ活動
 - ・ 配食サービス
 - ・ 地域住民が気軽に集えるサロン活動
 - ・ 住民福祉相談会の開催
 - ・ 災害時における住民の安全確保のための体制づくり
 - ・ 子ども食堂の運営
- など様々あるよ！

具体的に / どんな活動をしているの？



活動の種類はたくさんあるよ！

●大野木長寿村まちづくり会社

- ▶ 米原市大野木で活動。過疎・高齢化が進み、このままでは廃村になってしまうとの危機感から、30年後の大野木のためにできることはないかと会社を設立。会社とあるが法人ではない。
- ▶ 毎週土曜日に大野木たまり場「よりどころ」にて売店や食堂をオープン
- ▶ 毎週木曜日の昼にお弁当の宅配サービス
- ▶ 畑の苗植えや竹垣づくりまで生活の様々な困りごとを助ける「高齢者訪問支援事業(有料)」会社が3割、支援した人が7割を受け取れる仕組みになっている。



▶活動地域: 米原市大野木
 ▶活動開始年: 平成23年



インタビューに答えて頂いた方
 大野木長寿村まちづくり会社 社長 西萩 清志さん

「元氣な高齢者が活躍できる」大野木を目標して

●さくら福祉の会

参考DVD活用リーフレット

- ▶ 大津市・桜馬場自治会館を拠点に活動。阪神・淡路大震災をきっかけに、地域住民を守るため「防災と福祉」を中心に会を発足。
- ▶ 毎週木曜日の朝、70歳以上の一人暮らしの方に「もしもし、お元気ですか?」と電話をかけて体調や困りごとがないかを確認する「ふれあいホットライン」
- ▶ 草刈りやはさみとぎなど日常生活の困りごとを助ける「お手伝いボランティア」
- ▶ 体操やカラオケ・喫茶などサロン活動は多種多様で、ボランティアの人たちが内容を考えている。



▶活動地域: 大津市中区2丁目
 ▶活動開始年: 平成8年



インタビューに答えて頂いた方
 さくら福祉の会 橋本 享子さん

「月に半日のボランティア」が活動精神

●カンフォーラ第2の学校



まずは、最初の一步！

- ▶ 守山市で学習支援ボランティア団体Atlasと市が協働で運営。
- ▶ 「生きづらさを抱える子どもたちを支える」「全ての子どもと若者に居場所と出番をつくる」ことを目的に活動を始める。
- ▶ 毎週月曜日の夜に子どもたちに勉強を教えたり、子どもたちと一緒にお菓子を食べながら語り合ったり、遊んだり、時には悩み相談も。
- ▶ 子どもたちにとっては社会性を身につける場であり、大学生にとっては自分を見出せる場でもある。



▶活動地域: 守山市
 ▶活動開始年: 平成24年
 ▶Atlasの活動は平成19年から



インタビューに答えて頂いた方
 Atlas 代表 日野 貴博さん



守山市職員 犬丸 智朗さん

「小さな善意が積み重なれば大きな力に」

水害・土砂災害への備えに関する 要配慮者利用施設管理者向け説明会の実施

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化
第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり
第5章 1 (2) ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進

平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、滋賀県健康医療福祉部・防災危機管理局・土木交通部は、国土交通省との連携し、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難に要する防災情報等に関して理解を深めていただくための説明会を開催した。

■ 説明内容

- (1) 水害・土砂災害に備えて 国土交通省 近畿地方整備局
- (2) 社会福祉施設等における利用者の安全確保および非常災害時の体制整備の強化・徹底について
滋賀県 健康医療福祉部
- (3) 防災気象情報の活用について 気象庁 彦根地方気象台
- (4) 防災情報等の提供について（水害・土砂災害から命を守るために） 滋賀県 土木交通部

■ 開催記録

圏域	開催日時	場所	出席施設数	案内送付施設数
高島	H28.12.19	高島市観光物産プラザ	64	136
湖北	H29.1.27	長浜市浅井文化ホール	116	292
湖東	H29.2.9	ひこね燦パレス	82	329
大津	H29.2.17	大津市生涯学習センター	155	588
東近江	H29.3.1	東近江市あかね文化ホール	85	483
甲賀	H29.3.7	甲賀市甲南情報交流センター	60	304
南部	H29.3.15	守山市民ホール小ホール	304	590



滋賀の縁創造実践センターとの協働

第3章 基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

■ 滋賀の縁創造実践センターとは

県内の福祉関係者が、制度や分野の枠を超えてつながり、制度のはざままで支援を受けられない人々が、地域で暮らせる仕組みと実践をつくる推進母体として、平成26年9月に設立

■ センターがめざすもの

- (1) トータルサポートの福祉システム化
- (2) 制度の充実と制度外サービスへの取り組み
- (3) 縁(えにし)・支えあいの県民運動

■ 活動内容

- (1) 制度で対応できないニーズに対する支援の開発と実践
- (2) 県内各地で相談・生活支援に取り組む支援者の支援
- (3) 県内各地域におけるトータルサポートのための協働のしくみづくり
・トータルサポートの好事例の普遍化

■ 具体的な取組

- (1) 高齢者、子供、障害者等だれもが集い、憩い、ふれあう場、小さな困りごとのSOSがサポートにつながる場
=「縁・共生の場」づくり
- (2) 近隣の福祉施設等を活用して、学校に行きにくくなっている子どもや親の居場所づくり
- (3) 児童養護施設や里親のもとで育つ子どもたちが18歳で退所後も自分らしく働き暮らす生活が営めるよう、企業や地域の方々の協力を募り、自立への土台作り
- (4) 寂しさやしんどさを抱えている子供たちが団らんのあたたかさを味わえる
「遊べる・学べる淡海子ども食堂」
- (5) ひきこもりの人や家族が自分らしくいきいきと暮らすことへのサポート活動
- (6) 医療的ケアの必要な重度障害の方々が、家族の負担を増やすことなく1回でも多く入浴できるよう、
制度の壁をとりはらった新たなサービスの試行



縁センターのシンボルマーク
「えにしちゃん」

みんなで淡海子ども食堂を作ろう！ 応援事業

子どもを中心とした地域の支え合いづくり

<求められる居場所>

地域で生きづらさを抱える子どもを支える場所

地域ぐるみで子どもを大切にす
垣根のない場所

子どもだけでなく
家族ぐるみで地域
とつながる場所

子ども食堂の運営における関係機関の連携



淡海子ども食堂とは…

地域の子どもなら、どの子も参加できる場所

子どもが安心できる大人と出会い、ごはんを食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだりして、安心して過ごすことができる場所

県内の子ども食堂の箇所数

H28年1月
11か所

H29年3月
62か所

目標

H30年度中
100か所

立ち上げ支援

県域展開のための
コーディネート

活動を広域的に支える
仕組みづくり

「遊べる・学べる淡海子ども食堂」マップ

(平成29年3月)

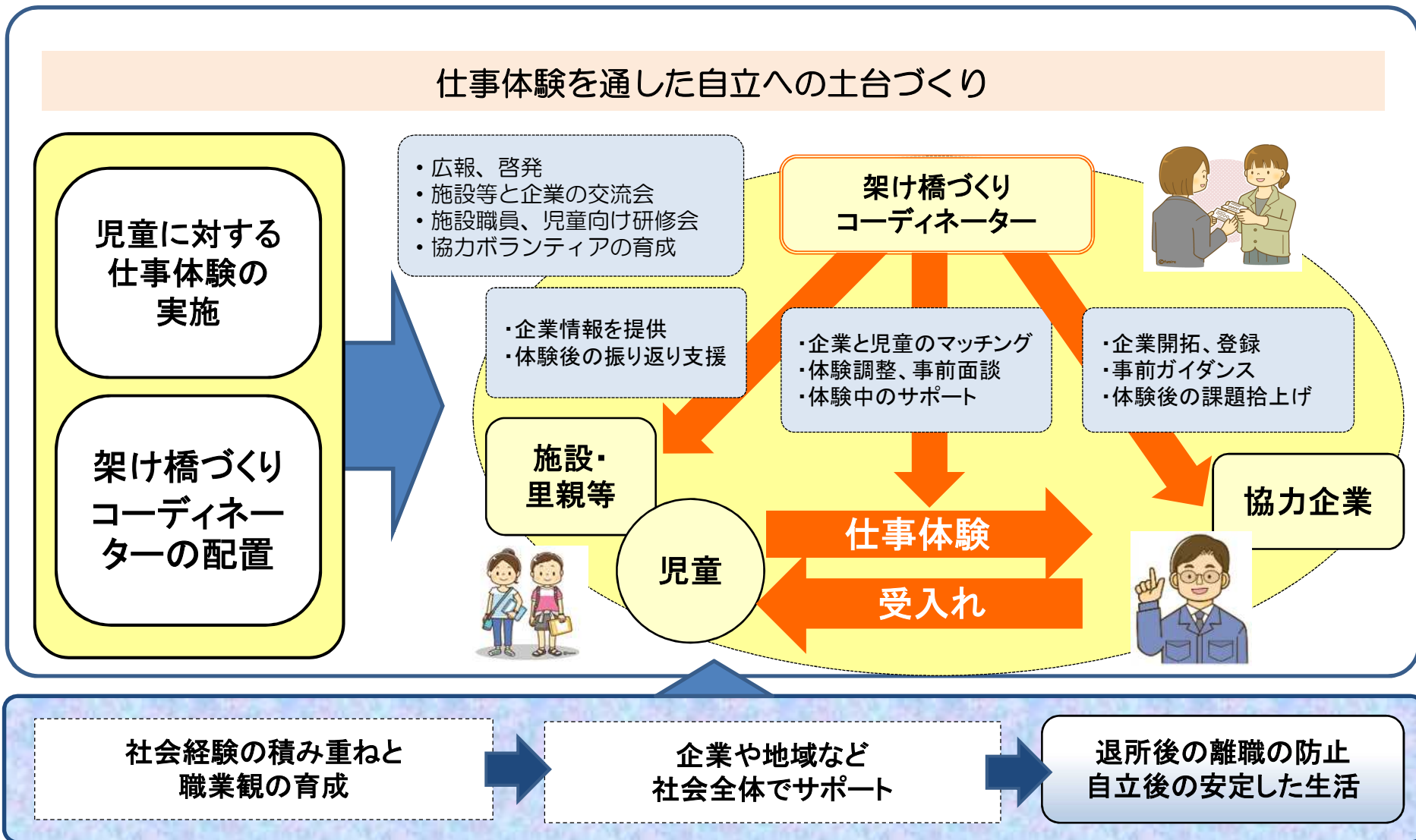


現在
62か所で取組中

※番号は採択順

児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり

仕事体験を通した自立への土台づくり



(1) 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進

(現在：17市町→目標：19市町)

(2) 今後5年間に計画の期限を迎える市町での地域福祉計画の改定の促進

(対象予定：14市町／19市町)

自治体名		年 度													
		H19~	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	~H40	
大津市				第2次大津市地域福祉計画				第3次大津市地域福祉計画							
彦根市				彦根市地域福祉計画				第2次彦根市地域福祉計画							
長浜市				長浜市地域福祉計画				長浜市地域福祉計画							
近江八幡市				地域福祉計画				第2次地域福祉計画							
草津市			第2期草津市地域福祉計画				第3期草津市地域福祉計画								
守山市			第2期守山市地域福祉計画				第3期守山市地域福祉計画								
栗東市			第2期栗東市地域福祉計画												
甲賀市		甲賀市地域福祉推進計画（H23年度中間見直し）				第2次甲賀市地域福祉計画（4年毎に見直し）									
野洲市				第2期野洲市地域福祉計画											
湖南市			第二次湖南市地域福祉計画				第三次湖南市地域福祉計画								
高島市			高島市地域福祉計画（第2次）				高島市地域福祉計画（第3次）								
東近江市			東近江市地域福祉計画				第2次東近江市地域福祉計画								
米原市				第1次米原市地域福祉計画											
日野町		日野町地域福祉・健康づくり・食育計画				日野町地域福祉・健康づくり・食育計画									
竜王町			竜王町地域福祉計画												
愛荘町				第3期愛荘町地域福祉計画											
豊郷町							計画策定								
甲良町							計画策定								
多賀町				多賀町地域福祉計画											
滋賀県		滋賀県地域福祉支援計画				滋賀県地域福祉支援計画									

平成29年度滋賀県地域福祉支援計画の主な取り組み内容について ―今後5年間の重点的な取組を踏まえて―

1. 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

- 《課題》 ① 「滋賀の縁創造実践センター」との公私連携の取り組みにより、先進的な実践の取り組みを認証するとともに、遊べる・学べる淡海子ども食堂の取り組みが広がるなど県内各地に新たな取り組みが生まれ、育ち、広がりを見せている。この取り組みを一層の分野横断的、包括的な取り組みとするためには、多職種や市町など多様な連携を進めていく必要がある。
- ② 災害時における避難行動に支援の必要な人々に対して、地域福祉の枠組みを生かした実践的な支援が行うことができるよう体制を整備していく必要がある。
- ③ 新しい地域福祉の取り組みが質の高いものとなるよう各実施主体の活動の透明性を図り、地域住民はもとより様々な立場から参画しやすいものとしていく必要がある。
- 《取組》 ① 「滋賀の縁創造実践センター」のリーディングプロジェクトやモデル事業と連携を図りながら、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、地域の特性に応じた地域福祉の仕組みづくりを3つの視点で進めていく。
- ・子ども食堂をきっかけに、理解し合える地域づくりを進めていくという展開
 - ・生活困窮者や無戸籍者、ひきこもり、罪に問われた障害者等制度のはざまや社会からの孤立により困りごとを抱える人々へ総合的・重層的な支援を届けていくシステムづくり(支援機能の構築)
 - ・安定したサービスとして提供できる体制の整備
- ② 災害時における避難行動に支援の必要な人々に対する支援体制の現状を把握し、具体的な実践力ある支援体制を関係団体とともに県内各地に構築する。
- ③ 社会福祉法人をはじめとするサービス提供主体の質の向上と透明性の確保を図るため、情報の公表を積極的に働きかける。

2. 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

- 《課題》 ① 課題解決のためのネットワークづくりが県内各地で進んでいるが、分野横断により自主的な活動が展開されている事例が少ない。
- ② ボランティア活動は地域に定着しているが、その活動者や活動分野が固定化しており様々な地域課題に対応できるまでには至っていない。
- ③ 滋賀の福祉現場で働く人の取り巻く環境は厳しさを増しており、人材の確保と定着に向けて仕事に誇りを持つ人材の育成が急務である。
- 《取組》 ① 学生、シニア、子育て世帯など、様々な県民各層のボランティアニーズを受け手、支え手の双方向から把握するとともに、シニア世代の活躍で地域やシニア世代が元気になる社会サービスを創り出していく。
- ② 滋賀の福祉の実践を学び課題解決能力の高い専門人材による地域支援やネットワークづくりができるよう人材の育成と働きがいのあるキャリアパスの構築に努める。

3. 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- 《課題》 ① 障害の有無など一人ひとりの特性を理解し、共に生きる社会づくりを進めるためには、お互いの「生きづらさ」を理解しあうための県民合意が必要。
- 《取組》 ① 共生社会づくりを目指すための条例の検討を進める。
- ② だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例による取り組みの評価を行い、見直しに向けた議論を開始する。
- ③ 県民全てを対象に滋賀の先人の教えを踏まえた共生社会を目指す福祉学習を展開し福祉意識の向上と次世代育成を図る。

このような方をご存知の方へ

戸籍に記載 されていない方へ

一人で悩まないで、まずお電話を。

— ホットライン —

☎ **080-3836-7830** ナヤミゼロ

福祉の専門職(社会福祉士)が親身に相談援助に応じます。

相談予約のお電話を **毎週金曜日(午前10時~午後3時)** にお待ちしています。
電話受付は「祝日・年末年始」を除きます。

相談
無料

秘密
厳守

あなたの悩み、一緒に考え支援します

滋賀県無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会

大津地方法務局、日本司法支援センター滋賀地方事務所(法テラス滋賀)、滋賀弁護士会、一般社団法人滋賀県医師会、滋賀県市町保健師協議会、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、滋賀県家庭相談員連絡協議会、滋賀県(健康福祉政策課、子ども・青少年局、教育委員会事務局幼小中教育課)、公益社団法人滋賀県社会福祉士会

滋賀県社会福祉士会

戸籍に記載されていない方の ための相談援助

福祉の専門職(社会福祉士)があなたをサポートします

相談予約電話

毎週金曜日 午前10時～午後3時

電話受付は「祝日・年末年始」を除きます。

ナヤミゼロ
☎ **080-3836-7830**

まで、お気軽にお電話ください

相談
無料

秘密
厳守

あなたのご都合に合わせて

出前で寄り添いながら取り組みます

来所も可能です



公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

所在地 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内
TEL 077-561-3811 FAX 077-561-3835
E-mail shiga2944@sirius.ocn.ne.jp